

大阪府医療機関食材料費高騰対策一時支援金支給規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年五月二十三日

大阪府知事　吉村　洋文

大阪府規則第五十九号

大阪府医療機関食材料費高騰対策一時支援金支給規則の一部を改正する規則

大阪府医療機関食材料費高騰対策一時支援金支給規則（令和六年大阪府規則第一号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（一時支援金の額）</p> <p>第三条　一時支援金の額は、申請施設一箇所につき、六千四百円に病床の数を乗じて得た額とする。</p>	<p>（一時支援金の額）</p> <p>第三条　一時支援金の額は、申請施設一箇所につき、三千二百円に病床の数を乗じて得た額とする。</p>

附　則
この規則は、公布の日から施行する。